

伊勢市農業委員会 第191回 総会議事録

日 時	令和3年11月15日（月） 13時55分～15時17分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫 7番 中澤 利吉 9番 東浦 弘行 10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義 19番 森北 雅博
欠席委員	4名 8番 中西 重喜
総会出席職員	農業委員会事務局 日置 幸美（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 青木 茉耶（会計年度任用職員）
会議録署名者	3番 吉田 保 12番 山口 和男
付議事項	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農用地利用集積計画の中途解約について 2. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について 3. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） 4. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より） 5. その他

議 長	定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第 191 回総会を開会いたします。 本日の出席者は<u>18</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 3 番 吉田 保 12 番 山口 和男 のご兩名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
局 長	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 非農地証明願について 議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 以上あわせて 4 件でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係 長	では、初めに本日配布しました資料を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。 それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 4 件、内訳といたしまして、田が 5 筆 1,153 m²、畑が 1 筆 16 m²

の 計 6 筆 1,169 m²です。

次ページ、1－1 ページをご覧ください。

1 番、申請者は一色町の田 1 筆の内 245 m²を農業用倉庫 1 棟 建築面積 70.00 m²としたいとの申請にございます。申請地は一色町地内 汐合大橋より西へ 250m に位置する農用地区域内農地でございます。農用地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法第 4 条第 6 項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合は転用が認められるものに該当します。本件につきましては、平成 30 年 11 月 27 日付で用途区分変更の許可が下りましたが、転用申請する前に一部着工してしまい、令和 3 年 10 月 1 日付で無断転用の是正通知を送付したところ、始末書を添付して転用申請がなされたものです。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリート畔を設置するとのことでございます。

2 番、申請者は村松町の田 2 筆と畑 1 筆の計 3 筆を農業用倉庫 1 棟 建築面積 38.88 m²と合併浄化槽（申請人宅地内建物用 1 基で埋設済）としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 伊勢市北浜支所より南東へ 230m に位置する第 3 種農地でございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

3 番、申請者は朝熊町の田 1 筆を進入路と駐車場 3 台分としたいとの申請にございます。申請地は朝熊町地内 朝熊公園より東へ 360m に位置する第 3 種農地でございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

4 番、申請者は小俣町相合の田 1 筆を宅地造成 1 区画としたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 相合橋より南へ 30m に位置する第 3 種農地でございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地

議 長	が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。 なお、本件は2号議案11番の案件と一体での造成となるため、転用面積が1,000㎡を超えることとなりますので、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。 議案第1号の説明は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実に転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、4番については開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。
------------	---

係 長	続きまして議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 ２ページをお願いします。 議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。件数は１６件、内訳といたしまして、田が１１筆 4,819.46 ㎡、畑が１３筆 3,191.20 ㎡の計 24 筆 8,010.66 ㎡です。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ（２－１）をご覧ください。 １番、こちらは売買でございます。受人である東大淀町で不動産業を営む有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋 清さんが、藤里町の田２筆を譲り受けて、建売住宅２階建て１棟 建築面積 71.21 ㎡としたいとの申請にございます。申請地は藤里町地内 中山寺より南西へ 160mに位置する第２種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 33%、排水は南側新設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。 ２番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である下野町で建設業を営む株式会社西邦建設 代表取締役 西口竜矢さんが、中部地方整備局が発注した 令和３年度 宮川河川整備工事を受注した関係で、東豊浜町の畑１筆を令和４年４月３０日まで賃貸借により借り上げて工事用通路兼資材置場としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 豊浜郵便局より東へ 80mに位置する第２種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、隣地境界から離隔するとのことでございます。 ３番、こちらは使用貸借でございます。借人は母親名義の村松町の田１筆を借り受けて、借人が申請地に住宅二階建て１棟 建築面積 114.28 ㎡としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道２３号 村松町１交差点より北東へ 250mに位置する第１種農地でございます。第１種農地ですので、転用は原則不許可でございますが、農地法施行規則第３３条第４号により住宅その他日常生活上必要な施設として設置されるものは例外的に許可すると認められており、本件につきましては、令和３年８月６日付で農用地除外の許可が下りており、目的である農家分家住宅建築のために申請
------------	--

されたものです。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は24%、排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

4番、こちらは売買でございます。受人は、中村町の畑1筆を譲り受け、宅地としたいとの申請にございます。申請地は中村町地内 近鉄五十鈴川駅に隣接する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

5番、こちらは使用貸借でございます。借人は母親名義の楠部町の畑2筆を借り受けて、借人が申請地に車庫 建築面積33.01㎡とカーポート 建築面積30.07㎡としたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内 五十鈴橋より西へ170mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、既に着工してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらは賃貸借でございます。借人である会社役員が、田2筆と畑1筆の計888㎡の内239.66㎡を賃貸借により借り上げて、隣接する山林1筆152㎡と宅地608.69㎡の計760.69㎡の内40.11㎡とあわせて一体利用することで、自己事務所への進入路としたいとの申請にございます。申請地は神薊町地内 神薊農村公園より南へ30mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として道路肩に土のうを設置するとのことでございます。

7番、こちらは売買でございます。受人は横輪町の畑2筆を譲り受けて、植林（横輪桜4本）としたいとの申請にございます。申請地は横輪町地内 横輪町公民館より東へ160mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

8番、こちらでも売買でございます。受人である二見町山田原で卸売業を営む有限会社美容商事ナカムラ 代表取締役 中村 巖夫さんが、隣接す

る二見町山田原の田 1 筆を譲り受けて、駐車場 5 台分としたいとの申請にございます。申請地は二見町山田原地内 市立五峰保育園より北へ 350m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

9 番、こちらでも売買でございます。受人は二見町荘の畑 1 筆を譲り受けて、駐車場 8 台分（月極駐車場）としたいとの申請にございます。申請地は二見町荘地内 国道 4 2 号 荘 1 交差点より北へ 70m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

10 番、こちらでも売買でございます。受人である二見町荘で金型製作業を営む沖見さんが、二見町西の畑 2 筆を譲り受け、既存の作業場及び駐車場 3 台分（宅地 2 筆 226.01 m²と転用許可済の畑 1 筆 64.32 m²の計 290.33 m²）と一体利用したいとの申請にございます。申請地は二見町荘地内 国道 4 2 号 荘 1 交差点より北へ 120m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

11 番、こちらでも売買でございます。受人である御薗町長屋で不動産業を営む株式会社さくら不動産 代表取締役 地崎 敬太 さんが、小俣町相合の田 1 筆を譲り受けて、分譲宅地 4 区画 926.52 m²及び道路 174.37 m²の実測所要面積計 1,100.89 m²としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 4 条第 6 項第 3 号及び農地法施行規則第 5 7 条第 1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町相合地内 相合橋より南へ 5m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

なお、本件は 1 号議案 4 番の案件と一体での造成であり、転用面積が 1,000 m²を超えておりますので、都市計画法第 2 9 条に基づく開発

案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

12 番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である岡本 1 丁目で建設業を営む有限会社竜川組 代表取締役 竜川 望さんが、三重県が発注した令和 2 年度 高度水利機能基盤第 3345-分 0007 号小俣一期地区 高度水利機能確保基盤整備事業（繰）廃線工事を受注した関係で、小俣町相合の田 1 筆を令和 4 年 3 月 3 1 日まで賃貸借により借り上げて仮設事務所及び車両置場としたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 J A伊勢小俣支店より南へ 210m に位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては、農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては離隔を行うとのことでございます。

13 番、こちらは売買でございます。受人は小俣町湯田の畑 1 筆を譲り受けて、住宅 平屋建て一棟 建築面積 123.38 m²としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 湯田神社より東へ 240m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 25%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

14 番、こちらでも売買でございます。申し訳ありませんが、受人の職業欄は正しくは「建築工事業」ですので修正をお願いいたします。受人である小俣町湯田で建築工事業を営む株式会社高橋建築 代表取締役 高橋 藤生 さんが、小俣町新村の畑 1 筆を譲り受けて、建売住宅 3 棟 建築面積 162.72 m²としたいとの申請にございます。申請地は小俣町新村地内 有田橋より北へ 120m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 25%、排水は合併浄化槽をへて南西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

15 番、こちらは使用貸借でございます。借人は、父親名義の御菌町長屋の畑 1 筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 141.60 m²及び

議 長	カーポート 建築面積 17.59 ㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町高向地内 国道 2 3 号 高向交差点より南へ 120m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は 37%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとでございます。 16 番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である宇治浦田 3 丁目で建設業を営む株式会社前田組 代表取締役 前田 哲さんが、三重県が発注した令和 2 年度 かん排（一般）第 5105-分 0005 号 宮川 4 工区地区県営かんがい排水事業（一般）（繰）大港線分水施設整備工事を受注した関係で、御菌町小林の田 3 筆を令和 4 年 3 月 3 1 日まで賃貸借により借り上げて資材置場としたいとの申請にございます。申請地は御菌町小林地内 小林公民館より北東へ 650m に位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては、農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土のう及びコンクリートブロックを設置し離隔も行うとのこととでございます。 議案第 2 号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。 また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。続きまして、1 番は中澤 利吉委員に関係する分でございます。ひとまず中澤委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。 （中澤委員退席）
------------	--

	何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第2号中の中澤委員に関係する分については許可することに決定いたしました。それでは、中澤委員にお戻りをいただきたいと思います。 (中澤委員着席後、審議再開) それでは、議案第2号のその他の案件について審議に入りたいと思います何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。
出口委員	一時転用について、農地への復元完了後は総会への報告はしないのですか。
係 長	事務局へ報告はいただいておりますが、総会への報告は行っておりません。
出口委員	農地復元完了後の総会への報告があれば良いと思うのですが、報告事項に加えていただけませんか。
係 長	それでは報告事項の中に、「一時転用の完了報告について」としてあげさせていただきます。
出口委員	それと4番についてですが、地目は宅地に変えて、家庭菜園をすることが目的ですか。
係 長	今回受人がこの申請地でしか農業をしないということでしたので、売買になりますが、家庭菜園という形での売買の前例がございません

北村委員 局長 議長	でしたので、課税などは宅地としての扱いの家庭菜園としての申請をあげさせていただきました。実際のところ、譲渡人の父親の代からこの土地を家庭菜園のように使っていました。周辺の状況は、開発が進み手前まで宅地になってしまい、所有者の方も今後のことを考えて売ることを決めました。 農地として売るには5反以上耕作をしている方にしか売れませんが、現地調査に行かせていただきましたが、ここは山の中で、周りは宅地化し、生業として農業をしていくことは不可能です。私はやむを得ないと思います。 申請者本人も宅地となって課税価格が上がることは了解済で、立地としては周囲は宅地化し、宅地造成という目的でも申請が可能な区域であり、庭の一部とみなし、やむを得ず審議に上程させていただいた経緯となります。それでは家庭菜園ではなく宅地としての申請として取り扱うという形でいかがでしょうか。 今回については家庭菜園ではなく宅地としての申請として認めることにしましょう。ほかにございませんか。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、11番については開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして議案第3号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
---------------------------------	--

係 長	3 ページをお願いします。議案第 3 号 非農地証明願についてでございます。件数は 3 件、内訳といたしまして、畑が 3 筆の 217 m²でございます。詳細についてご説明させていただきます。 次ページ（3－1）をご覧ください。 1 番、鹿海町字西岡の畑 1 筆で現況は山林でございます。こちらは昭和 59 年頃から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 2 番、鹿海町字西岡の畑 1 筆で現況は山林でございます。こちらは平成 3 年頃から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 3 番、鹿海町字西岡の畑 1 筆で現況は山林でございます。こちらは昭和 47 年頃から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 議案第 3 号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり）

青木 (農林水産課) 議 長	ご異議なしということでございますので、議案第3号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。 続きまして、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。 それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は19件で、田が70筆の84,952㎡、畑が5筆の4,333㎡、計75筆の89,285㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇所有権の移転が1件で、田が6筆の6,096㎡、畑が4筆の3,059㎡、計10筆の9,155㎡。 ◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で田のみ6筆の4,952㎡。 ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が12件で、田が33筆46,764㎡、畑が1筆の1,274㎡、計34筆の48,038㎡。 ◇7年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ3筆の8,442㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、田のみ9筆の9,621㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、田のみ8筆の6,542㎡。 ◇15年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ5筆の2,535㎡。 以上件数は19件で、田が70筆の84,952㎡、畑が5筆の4,333㎡、計75筆の89,285㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。 農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内2番と14番は、北村 安弘委員に関係する分でございます。ひとまず北村委員に御退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。 （北村委員退席） 本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。
--	--

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。
それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。

(北村委員着席後、審議再開)

それでは、議案第4号のその他の案件について審議に入りたいと思います。
何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

	1. 農用地利用集積計画の中途解約について ……………3件（説明内容記録省略） 2. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について ……………1件（説明内容記録省略） 3. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） ……………6件（説明内容記録省略） 4. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より） ……………3件（説明内容記録省略） 報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。 議長 以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いし ます。 係長 それでは事務局から2点、連絡させていただきます。 1点目は、11月の現地調査のお願いでございます。 ・ 11月25日（木） 川端 善宏 委員、 中西 重喜 委員 ・ 11月26日（金） 出口 勝信 委員、 大西 正義 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。 2点目は、次回総会の開催場所ですが、会場が御菌総合支所 2－ 4会議室になります。通知させていただきますが、お間違えの無いようお 願いいたします。 連絡は以上でございます。ありがとうございました。
--	--

議 長	その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第１９１回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。
------------	---

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____